

第六次国有林野施業実施計画書  
第二次変更計画

(千曲川下流森林計画区)

[変更年月]

第一次変更 令和 5 年 3 月

第二次変更 令和 6 年 3 月

林野庁中部森林管理局

## 目 次

I 変更事由 .....	1
・特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積について	
・治山に関する事項について	
II 変更事項 .....	2
3  特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積 .....	2
4  治山に関する事項 .....	3

## 千曲川下流森林計画区 第六次国有林野施業実施計画の第二次変更について

国有林野管理経営規程第 14 条第 2 項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。  
なお、この変更は令和 6 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

### I 変更事由

- ・特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積について

国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項に基づき、以下の理由により変更する。

国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）の一部改正により、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（令和 5 年 12 月策定）に定める特に効率的な施業を推進する森林について記述することとなったため。

- ・治山に関する事項について

治山事業の保全施設の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

II 変更事項

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

(単位：ha)

所在地（林小班）	面積
12ち・り、13ろ・へ～ち・ぬ・わ・よ～そ、108は・に、109い・は～ほ・わ・ た、110ろ・ち、114ろ、115い、134い・ろ・ち・わ、135は・に・う、136い・は ～へ・ぬ・る・た・そ・つ・く・ま・け・こ、137い・ぬ・わ・か、137い・ぬ・ わ・か、148は・ほ～と・つ・な・ら・お・く、149ろ・に・ぬ・た・や～け、 150ろ・は・と、151い・ろ・に・へ～り・わ～た・そ・な～む・お・や・て・ し、153ろ、155ほ・へ・ぬ・れ～つ、156ろ・は、159い・へ・か、175い～は・ ち～ぬ、1010い・へ・ち・り・る～よ、1011い・ろ・り・ぬ・さ・め～し・も、 1012は、1014い・ろ・わ1・わ2・か・よ、1015い～は・ぬ・そ・つ、1016い～ は・ほ～り・る、1017い～ほ、1018い・ろ、1019い～に・へ、1020い・ろ・に～ へ3・と・ち・ぬ・る、1021は・と・ち・る～か・ね・な・く・や・こ、1022 ろ・ほ～と・る・た～つ・ら・む・の・ま・こ、1023ち・ぬ～た・む・の、1033 に・へ～る・か～た・な・む～ふ・て・さ～ひ、1034ろは・に・へ1・へ2・へ4・ と・り・ぬ・わ・か・な～む・の～ま、1035い・ろ2・に・へ～ぬ・つ・ね・ら・ う～く、1036に1・へ～ら・う1・の・く・ま・け・も～ん1、1037い1・い3・い 4・ろ1・ろ2・ろ3・は・へ・ち1～ち6・ぬ・る1～る3・わ・か・れ・そ、1038 い・ろ1・は・に1・に2・ほ2・ほ3・へ・と4～と6・ち・つ・う・の・こ～て、 1040い～と・ち1～ち3・ぬ～よ・れ・え・あ・さ・ゆ・も・せ、1041い～に・へ 2～へ4・る1～る3・る5・る6・る8・わ・ん10、1042い～は・た・そ・つ・な、 1043い～り・る～れ・ね～ら・う・の・ま・て、1044へ・と・ち1・ち2・ち4・ ち5・ぬ～た・そ～ら・う～す、1045い・と・り・わ～よ・ら・む・ん8・ん9、 1047い～ほ・ち・り・る・か1・か2・よ・う～ま、1049い～は・り・ぬ～よ・ れ・な・む～ま、1050い・に～ち・た～う、1070ま1～ま3、1073き・ん4	2,769

(注) 1 林地以外の土地の面積を含まない。

## 4 治山に関する事項

(単位:保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位 置	区 分	工 種	計 画 量
雑魚川、栃川、野々海川、馬曲川、保科川、浅川、池尻川	保全施設	溪 間 工	7
桧俣川、馬曲川、保科川、上楠川、旭山	保全施設	山 腹 工	5
千曲川下流森林計画区管内の保安林区域内	保 安 林 の 整 備	保 安 林 改 良	278.39
合 計	保全施設	溪 間 工	7
		山 腹 工	5
	保 安 林 の 整 備	保 安 林 改 良	278.39

(注) 1 位置は、単位流域を表す。

2 保全施設の計画量(箇所)は、単位流域の数を表す。

3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。